

社会福祉法人備前市社会福祉協議会
歳末たすけあい「見舞金」配分事業について

令和4年9月1日

1 (目的)

歳末たすけあい運動の趣旨に沿い、地域住民の「助け合い」「支えあい」活動の一環として、市民の方々から寄せられた募金を新たな年を迎えられる生活困窮世帯の皆様へ「見舞金」としてお渡しいたします。

2 (申請方法及び対象世帯)

見舞金の配分は申請方式とし、備前市在住で下記区分に該当する生活困窮世帯(市県民税非課税世帯)にお渡しいたします。(※ただし、生活保護受給世帯及び施設入所者は対象外です。)

| | 区 分 | 添付書類 (写) |
|---|------------------|---|
| 1 | 障害年金のみの収入世帯 | ①世帯用の所得証明書または課税証明書(世帯の市県民税の非課税が証明できるもの)と②国民年金・厚生年金保険年金証書 |
| 2 | ひとり親家庭の世帯 | ①世帯用の所得証明書または課税証明書(世帯の市県民税の非課税が証明できるもの)と②児童扶養手当証書または、ひとり親家庭等医療費受給者証などひとり親家庭の世帯であることが確認できる書類 |
| 3 | 要介護 1～5の方がおられる世帯 | ①世帯用の所得証明書または課税証明書(世帯の市県民税の非課税が証明できるもの)と②介護認定通知書または介護保険被保険者証 |

3 (申請期間)

原則として、世帯主より申請していただきます。申請者は、「見舞金配分申請書」に必要事項を記入のうえ、上記区分に応じた添付書類と共に備前市社会福祉協議会に提出してください。

申請期間 令和4年10月3日(月)～10月31日(月)

見舞金配分申請書は、社協だより10月号にあります。社協の本所・各支所の窓口にも備え付けており、社協ホームページ <http://bizensw.or.jp> からダウンロードできますので、希望者はいずれかの方法で取得してください。

今年度も新型コロナウイルス感染症対策として、来所での申請の他、郵送・FAXでの申請も可能です。

4 (配分について)

見舞金の配分については、社協の補助金等交付委員会により審査を行い決定します。

5 (見舞金と配布について)

見舞金は、予算の範囲内で配分します(例年5,000円程度)。例年は民生委員児童委員を通じてお渡しておりましたが、今年度も新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、11月下旬に配分決定者に決定通知書を送付いたしますので、その決定通知書を持って社協の本所・各支所に来所いただいた方に見舞金をお渡しする予定です。(※来所できない理由がある方は別途ご相談ください。)長期不在などの理由により、翌年1月末までに受け取りができない場合は配分が取り消しとなります。